

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和元年11月20日
事業者の氏名又は名称	桂ハイヤー株式会社(法人番号1490001000412)(代表者 中平雅彦)
事業者の所在地	高知県高知市本町3丁目2-15
営業所の名称	第二営業所
営業所の所在地	高知県高知市南川添16-3
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和元年10月8日、労働局と合同で監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)新たに雇い入れた運転者及び高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(運輸規則第38条第2項)</p> <p>(2)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和元年11月25日
事業者の氏名又は名称	有限会社周桑丹原タクシー(法人番号3500002015001)(代表者 渡部素久)
事業者の所在地	愛媛県西条市丹原町丹原263
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県西条市丹原町丹原263-2
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和元年9月10日、労働局と合同で監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)新たに雇い入れした運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。